碧南市自主防災会連絡協議会会則

（名称）

第１条　この会は、碧南市自主防災会連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第２条　協議会は、市内の自主防災会相互の連絡調整を図り、防災活動を通じ住みよい豊かな市民生活の実現を目指すことを目的とする。

（事業）

第３条　協議会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 防災知識の普及に関すること。

(2) 火災、地震、津波及び台風に対する災害予防に関すること。

(3) 関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 前３号に掲げるもののほかこの会の目的達成に必要なこと。

（組織）

第４条　協議会の会員は、本会の目的に賛同する市内の自主防災会の会長をもって組織する。

（役員）

第５条　協議会は、次の役員を置く。

(1) 会長　　１人

(2) 副会長　１人

２　会長は、碧南市連絡委員代表幹事とする。

３　副会長は、会長が指名する。

４　役員の任期は、１年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務）

第６条　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　会議は、必要に応じ会長が招集し、次の事項を協議する。

(1) 事業計画に関すること。

(2) 会則の改廃に関すること。

(3) その他協議会の目的達成に必要な事項。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、碧南市役所市民協働部防災課にて処理する。

（その他）

第９条　この会則に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附　則

この会則は、平成２年８月２３日から施行する。

附　則

この会則は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成２７年４月１日から施行する。

資料Ａ

街頭消火器事業見直し案の概要

１　趣旨

碧南市内には、約２，２００本の街頭消火器が設置されていますが、一部の地区から街頭消火器事業（以下「事業」という。）見直しの声があがっていることや、街頭消火器における初期消火の有用性、自主防災会の負担軽減等の側面から、事業の見直しを図るものです。

２　事業見直しの理由

大規模災害を想定して事業が行われてきましたが、以下の理由を背景に、事業を見直します。

(1) 消火器は放射時間が比較的短く、また、浸透性が無く再燃の可能性があるため、延焼した建物への消火は極めて困難です。そのため、大規模災害時において、街頭消火器で消火することは現実的ではありません。

(2) 近年の住宅は、耐火性能が向上しており、有事の際にはガスや電気が自動でとまる等、安全性能が増しており、火災のリスクや件数が低減しています。

(3) 消防法の平成１６年改正により、すべての住宅を対象に住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、全国的に出火件数及び火災による死者数が減少傾向にあります。

(4) 初期消火の限界は、建物の場合、炎が天井に届くまでといわれており、出火から３分程度のごく短時間で行わなければなりません。建物火災の初期消火について、最寄りの街頭消火器を取りに行って実施することは現実的ではなく、また、避難後に火災が起きている建物に入ることには危険を伴います。

(5) 出火の過半数は建物であり、消火器を設置するのであれば、住宅内の方が有用です。

【令和４年１月～１２月火災発生状況】

［出典：衣浦東部広域連合消防局「消防年報令和５年度版」資料編］

	碧南市		衣東管内	
建物	7	53.8%	62	68.1%
車両	1	7.7%	9	9.9%
船舶	0	0%	0	0%
その他	5	38.5%	20	22.0%
計	13	100.0%	91	100.0%

※「その他」は、野焼きや立ち木の延焼等が想定される。

３　事業の見直し案

(1) 現在１０世帯に１つの割合を目安に設置している街頭消火器の設置目安を廃止します。

(2) 現在碧南市が所有している街頭消火器は、今後増設しません。

(3) 街頭消火器の設置場所変更（移設）の要望があった場合、変更（移設）は原則行わず撤去します。

(4) １年に２回の頻度で自主防災会に依頼している街頭消火器の点検について、点検の頻度を１年に１回に改めます。

(5) 自主防災会の自主的な防災活動や充実強化を目的に、現行の委託金を加算する方向で検討します。

(6) 消防庁作成のチラシを自主防災会連絡協議会の際に配布する等して、自主防災会に住宅用消火器設置の有用性を啓発します。

※事業の見直しに伴う既存街頭消火器の取扱いは、後述のとおりです。

４　既存の街頭消火器の取扱い

以下の３案の中から、各自主防災会単位で選択いただきます。いずれの場合も、「３事業の見直し案」に記載のとおり、消火器の増設は行わず、設置場所変更（移設）も原則行いません。

方針が決まり次第、広報へきなんやホームページ等で、市民に対し周知を行います。

(1) 有効期限までは現状どおり設置し、有効期限を迎えた際に撤去する。【市推奨案】

(2) 有効期限に関係無く随時撤去し、有効期限を迎えるまで市管理の施設*で保管する。

＊市管理の施設とは、可搬消防ポンプ庫及び防災倉庫を想定しています。

(3) 有効期限に関係無く随時撤去し、消火器は希望する自主防災会に譲渡する。

この場合、設置場所や目的は制限せず、碧南市への報告も不要です。有効期限を迎えた際の処分又は更新は、自主防災会にて実施いただき、別途費用弁償は行いません。

5　参考

(1) 近隣自治体の状況

	碧南市	刈谷市	安城市	西尾市	知立市	高浜市
街頭消火器の有無	ある	ある（撤去中）	ある	なし	なし	なし
本数	約 2,200 本（10 世帯に 1 本の目安）	75 本（撤去中）	1,952 本（20 世帯に 1 本の目安）	－	－	－
その他		事業廃止に向け撤去中		任意の場所に設置している自主防災会もある		

(2) 大災害時の出火率　［出典：新建新聞社「危機管理白書 2024 年版」］

災害発生時刻や季節で異なるで断定できないが、火気器具使用環境の変化や、転倒時出火防止装置、マイコンメーター・感震ブレーカーの普及により、出火率は減少傾向と思われます。

年	災害名	10,000 世帯当たり出火件数	備考
T12（1923）年	関東大震災	2.77	東京市。震度 6 以上地域だと 2.00
H7（1995）年	兵庫県南部地震	3.0	震度 7 地域
H16（2004）年	新潟県中越地震	1.2	震度 6 強地域
H23（2011）年	東日本大震災	0.44	津波火災を除いた震度 6 強地域
H28（2016）年	熊本地震	0.24	

(3) 街頭消火器使用実績

年度	火災	紛失・いたずら	備考
H29（2017）年度	0	15	
H30（2018）年度	1	1	火災は車両火災
R1（2019）年度	0	0	
R2（2020）年度	0	5	
R3（2021）年度	0	0	
R4（2022）年度	1	6	火災は車両火災
R5（2023）年度 12 月まで	0	3	

資料Ｂ

令和６年度以降の実施報告における収支決算の報告方法

１　趣旨

財政の透明性を高め、説明責任をより適切に果たす観点から、令和６年度以降の実施報告における収支決算の報告方法について、以下のとおり変更します。

なお、詳しい記入方法のご案内は、令和６年度の協議会において行います。

２　変更内容

(1) 領収書の添付

領収書（写し可）の添付をお願いします。

物品の購入等において、複数の自主防災会と分担して支払っているものがある場合は、いずれの自主防災会にも領収書（写し可）を添付いただき、どのように按分したか等分かるように記載してください。

領収書が発行されない案件がある場合は、防災課へご相談ください。

(2) 様式

領収書の添付にあわせて、様式「自主防災活動委託事業の実施報告について【様式３－１】」における「２　収支決算」部分を、内訳が記入できる形式に改めます。

ア　現行版

拡大

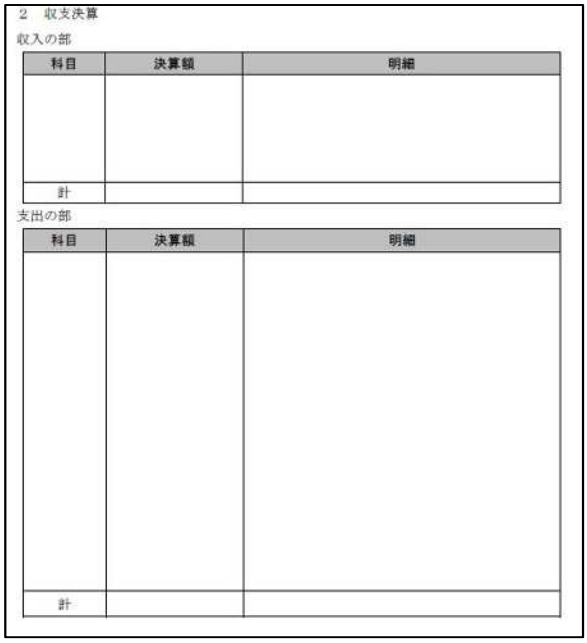

イ　改訂版（イメージ）

詳しい記入方法のご案内は、令和６年度の協議会において行います。記入例も、その際にお渡しする予定です。

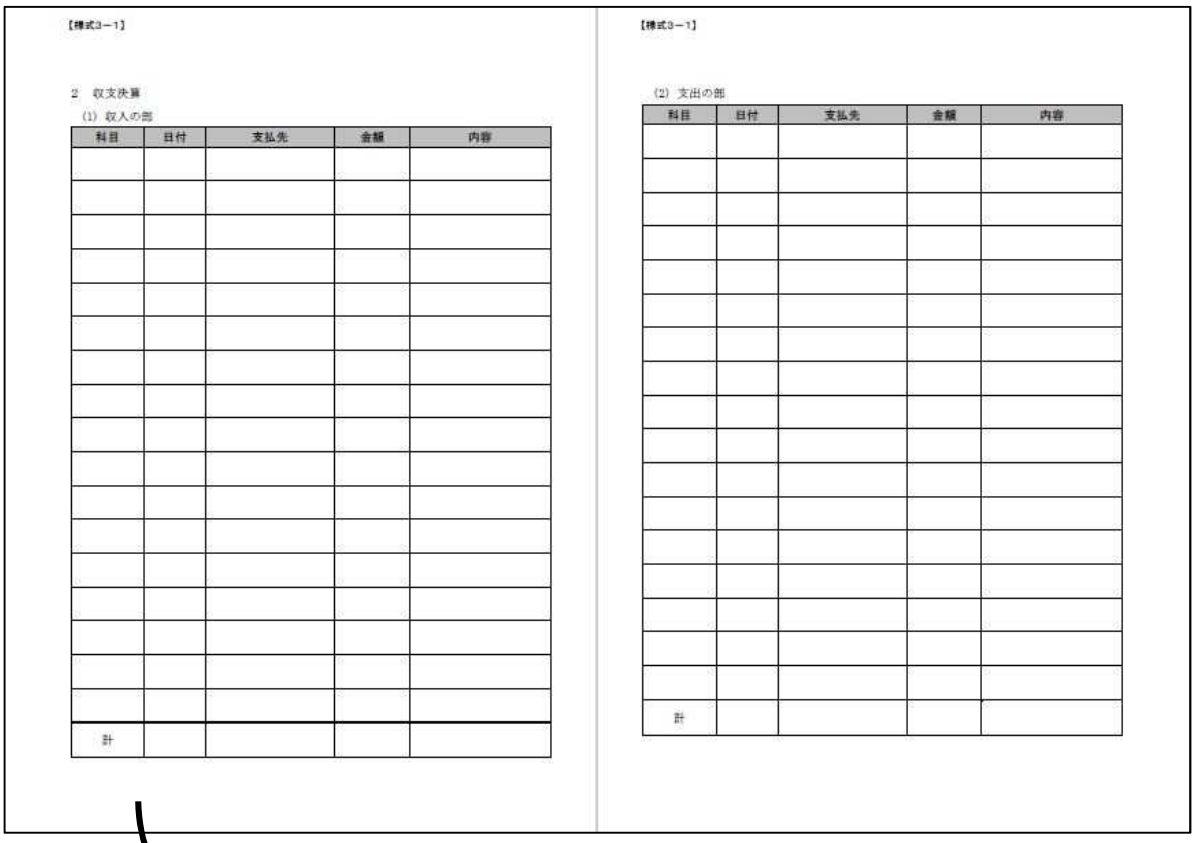
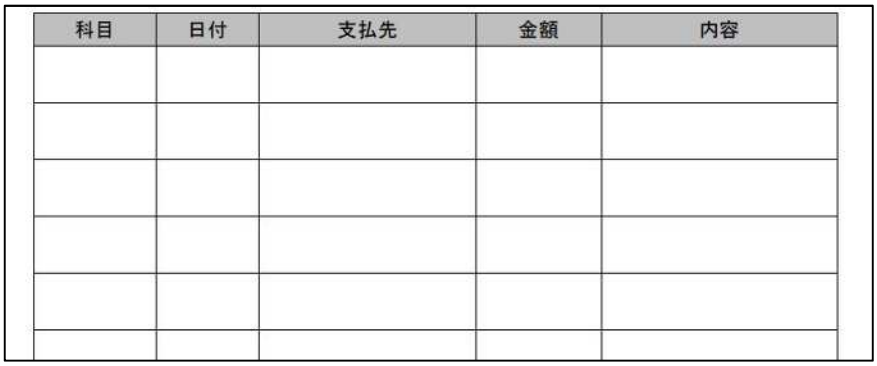
拡大